

岩倉市市民の声・私の提案実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の視点に立った市政運営を図るとともに、市民等に対する説明責任を果たすために、広く市民等の意見、要望等を把握する「市民の声」及び市民と行政が協働して市政運営を図り、まちづくりを進めていくため、広く市民等から市政への提案等を受ける「私の提案」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民の声 市民等から寄せられる市政に対する意見、要望等をいう。
- (2) 私の提案 市民等から寄せられる市政に対する提案等をいう。

(受付)

第3条 市民の声及び私の提案（以下「市民の声等」という。）は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市が設置する投函箱に投函する方法
 - (2) 郵送又はファックス若しくは電子メールにより送信する方法
 - (3) 面談、電話その他前2号に準ずると認められる方法（聴き取りによる方法は、身体に不自由が認められ、文字等を書くことが困難な面談者等に限る。）
- 2 市民の声等は、総務部秘書人事課で受け付けるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の方法による市民の声等は、総務部秘書人事課以外の課等で聴き取り、その記録を総務部秘書人事課長に送付することにより受け付けることができる。

(市長への供覧等)

第4条 前条第2項及び第3項の規定により受け付けた市民の声等は、市長までの供覧とするとともに、当該市民の声等の内容に関する事務を主管する課長等（以下「主管課長」という。）にその写しを送付するものとする。

(回答の作成等)

第5条 前条の規定により市民の声等の写しの送付を受けた主管課長は、速やかに回答を作成しなければならない。ただし、次に掲げる市民の声等については、回答の作成を要しない。

- (1) 氏名若しくは住所又は団体名若しくは所在地が不明なもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(3) 個人又は団体（以下「個人等」という。）を誹謗し、中傷し、又は差

別するもの

(4) 個人のプライバシーに関わるもの

(5) 個人等の権利又は利益を侵害するもの

(6) 個人等の営利を目的としたもの

(7) 思想又は宗教に関わるもの

(8) 法令、条例等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

(9) 面談、電話等により、投稿者本人から文書での回答を要しない旨同意を得たもの

(10) 市の業務に対するお礼又は賛辞を記載したもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が回答できないと判断したもの

2 作成した回答は、序議で諮った後、岩倉市決裁規程（昭和52年岩倉市訓令第2号）に定めるところにより、決裁を受けるものとする。この場合において、第1号に掲げる課等にあっては総務部長、秘書人事課長及び秘書広報グループ長（当該課等が総務部に属する課（秘書人事課を除く。）の場合にあっては秘書人事課長及び秘書広報グループ長、当該課等が秘書人事課の場合にあっては秘書広報グループ長）の、第2号に掲げる課等にあっては秘書人事課長及び秘書広報グループ長の合議を受けるものとし、第3号及び第4号に掲げる課等にあっては、総務部長、秘書人事課長及び秘書広報グループ長に決裁後供覧をするものとする。

(1) 次号から第4号までに掲げる課等以外の課等

(2) 会計管財課

(3) 議会事務局

(4) 監査委員事務局

3 主管課長は、前項の規定による決裁が完了した回答を、郵送又はファックス若しくは電子メールの送信により、原則として第3条第2項及び第3項の規定により受け付けた日から30日以内に市民等に送付するものとする。

4 主管課長は、前項の規定により市民等に送付した回答を総務部秘書人事課長に送付するとともに、適切に保管し、又は保存しなければならない。

5 主管課長は、市民等に送付した回答の趣旨に沿って、市政運営の参考とするよう努めなければならない。

6 主管課長は、第1項第9号により文書での回答を行わない場合でも、経緯を記録した文書を総務部秘書人事課長に送付しなければならない。

（公開）

第6条 市民の声等（回答を作成したものに限る。）及びその回答のうち、

市全体に関わるものについては、次の各号に掲げるいずれかの方法により、公開するものとする。

- (1) 市が発行する広報紙に掲載する方法
- (2) 市のホームページに掲載する方法
- (3) 情報サロンで閲覧に供する方法

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、公開しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (2) 個人等を誹謗中傷しているもの
- (3) 事実と相違し、又は事実と確認できないもの
- (4) 同一又は同様な趣旨の繰り返しであるもの
- (5) 趣旨が不明確又は不明なもの
- (6) 営業利益、活動案内等を目的としているもの
- (7) 個人情報等への配慮をすることでその趣旨が不明となるもの
- (8) 事前に公表を希望しない旨の申出があったもの
- (9) 市の業務と直接関わりのないもの
- (10) 公開することにより、次に掲げるおそれのあるもの
 - ア 個人等の権利又は利益を害するおそれ
 - イ 市の業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれ
 - ウ 第三者に誤解を与えるおそれ
- (11) 市の業務についての問合せとして対応したもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が公開することが適当でないと認めたもの

(個人情報の管理)

第7条 市民の声等の処理に従事する者は、当該処理に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、適切に管理しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の岩倉市市民の声・私の提案実施要綱第 5 条第 2 項の規定は、この要綱の施行の日以後に受け付けた市民の声及び私の提案について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。